

人吉市農業委員会定例総会
(第8回)

令和4年8月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和4年8月25日

人吉市役所 2階 201会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 43 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 44 号 農地法第5条の許可申請に対する意見の決定について
日程第 3 議第 45 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 46 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会
の意見決定について
日程第 5 議第 47 号 非農地証明願について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	簗 田 秀 彦
同	18番	淵 上 澄 雄

同	19番	元 田 和 弘
同	20番	北 村 和 人
同	21番	迫 田 公 江
同	22番	仲 村 建 彦
同	23番	東 照
同	24番	東 悟
同	25番	原 口 政 廣

議事録署名農業委員	9番	上 野 博 司
議事録署名推進委員	15番	竹 田 博

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前 村 洋 宣
係	長	豊 永 英 紀
主	任	渕 田 奈 緒 美
再 任 用 職 員		坂 井 正 子

開会：9時30分

○（議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和4年第8回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に9番委員、15番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第43号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第43号 朗読

○（議長）1番から2番まで続けて8番委員の調査報告をお願いします。

○（8番委員）おはようございます。農地法第3条の許可申請の1番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外です。面積は663㎡となっております。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となって

おります。備考として野菜を栽培ということです。現在、この農地はいろいろな野菜をきちんと作っておられ、管理もされておりました。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

2番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で、農振区分は農用外となっております。面積は287㎡、権利種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の事由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。水稻や薬草を栽培するということです。この農地は被災した農地ですが、現在、譲受人がきちんと田植えも済まされて管理がしてありましたので、問題はないと思われます。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番から4番まで続けて7番委員の調査報告をお願いします。

○（7番委員）おはようございます。議第43号、農地法第3条の3番についてご報告い

たします。土地の所在は記載のとおりです。貸付人と借受人は記載のとおりです。権利は区分地上権の設定となっております。これは、2度目の更新の案件でございます。営農型太陽光設備に係る申請でありまして、パネルの下にはハランを栽培しております。ハランの栽培も問題なくきちんと作っておられ、何ら問題はございませんでした。調査書をご覧ください。調査書の1番、7番とも該当せず、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

次に4番についてご報告いたします。土地の所在は記載のとおりです。貸付人、借受人は記載のとおりです。これも先ほどの案件と同じ営農型太陽光発電設備による区分地上権の設定となっており、申請地は先ほどの3番の隣接地となっております。こちらにもハランの栽培をされております。申請が2カ月ほど遅れたということで、始末書も出ております。調査書をご覧ください。調査書の1番、7番とも該当しないということで、何ら問題はございませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- （議長）ありがとうございます。3番の報告について質疑はありませんか。
- （16番委員）前もあつたかと思いますが、年額の賃借料について高いような気がします。こういう場合にはこのぐらいの金額になるのでしょうか。教えていただければと思います。
- （事務局係長）事務局からお答えいたします。賃借料については相対で決められて、契約書できちんと契約も交わされております。高いか安いかはこの場所や相手方さんの意向にもよるかと思います。完全な農地として使うということであれば、高いかもしれませんが、上での売電収益があるということで考えれば、このぐらいの値段になるのではないかという感じはします。以上です。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （2番委員）今回、更新ということで3年間、ハランを栽培されておられたと思いますが、ハラン栽培をして3年間でどのぐらいの収入があつたのか教えていただければと思います。
- （事務局係長）毎年2月に定期報告をしていただき、それを県に提出しております。令和3年度の直近の販売量というのは、3,500篠で販売額が103,600円となっております。状況については、令和2年度のほうが少し多かったようです。少なくともなった原因は、冠婚葬祭で主にハランの葉が使われているようで、コロナの影響で冠

婚葬祭が減少し、ハラン市場に出荷する量が少なくなったということでした。直近の販売額というのは先ほど申し上げましたとおり、103,600円となっております。以上です。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。

5番につきましては、譲受人が5番委員の親族となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与することが出来ません。よって、一時退席されますようお願いいたします。

（ 5番委員 一時退席 ）

○（議長）5番について9番委員の調査報告をお願いします。

○（9番委員）おはようございます。議第43号、農地法第3条の許可申請に対する5番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑が3筆で1,430㎡、田が1筆で880㎡、合計の2,310㎡となっております。農振区分は畑2筆、田1筆が農用内で、畑1筆が農用外で有償移転となっております。

ります。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。申請の理由は譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。譲受人は自衛隊に勤務されておられましたが、その後、退職され、3年前から就農されておられます。我が家が畜産をされておられますので、我が家の畜産業と地元の法人おこばの担い手として現在、頑張っておられます。今回、申請地におきましては、譲渡人は高齢でありまして、農業を廃止して東京へ帰られるということで今回、譲受人が購入することになりました。この申請地におきましては、牧草を栽培されるということでございます。申請地の位置図は4ページから6ページとなっております。調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。5番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。

（ 事務局職員に5番委員を呼びに行くよう指示 5番委員 着席 ）

○（議長）日程第2・議第44号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第44号 朗読

○（議長）1番から2番まで続けて7番委員の調査報告をお願いします。

○（7番委員）議第44号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。
農地の所在は記載のとおりです。農振区分は農用外、面積は3, 773㎡のうち転用面積は59.40㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。これは先ほどの地上権の部分以外の場所の申請です。太陽光パネルの設置をしてあります。転用理由といたしましては、太陽光パネルの設置、一時転用となっております。2回目の更新になり、第1種農地、都市計画用途指定区域外となっております。実質審査表をご覧ください。

さい。立地基準といたしまして第1種農地となっております。該当事項とした判断理由は、特定土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であるため。申請地は第1種農地であるが、一時的な利用に供するために行うものであつて、当該申請目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められることから、農地転用の不許可の例外事由に該当し、許可は可能であるため。一般基準の1番、2番、3番、4番、6番、8番、9番、10番とも適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に2番について調査報告をいたします。2番も3条と同じ申請地でありまして、農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は5,822㎡のうち転用面積は80.58㎡となっております。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的、その他は1番と同じでございます。こちらも2回目の更新です。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第1種農地です。一般基準の1番、2番、3番、4番、6番、8番、9番、10番とも適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって２番は原案可決いたしました。
日程第３・議第４５号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第３・議第４５号 朗読

○（議長）１番について７番委員の調査報告をお願いします。

○（７番委員）議第４５号、農地法第５条第１項の許可申請に対する１番について調査報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外で面積は２筆合計の５６６㎡です。権利種別は所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅及び通路となっております。備考欄として第１種農地、都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。申請の理由は、譲受人が令和２年豪雨災害により借家が被害を受けたということで、これを機会に自分たちの住む家の新築を考えられ、今回の申請に至っております。ここの土地は昨年から何度か転用されている土地の一角でございまして、周辺はほぼ耕作されていないような田でございました。今回は５００㎡を超えておりますが、通路に当たる部分があるということで５００㎡を超えております。給排水計画につきまして汚水は東側に浄化槽を設置し、排水処理をするということです。雨水については敷地内浸透、自然乾燥及び自然勾配にて処理をするということです。傍に側溝がございますので、問題はございませんでした。被害防除につきましても周りに農地がほぼありませんので、農地に対する被害はないと思いますが、その他の問題が出た場合には双方で話し合いをするということになっております。実質審査表をご覧ください。立地基準は第１種農地、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であります。申請地は第１種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題はありません。一般基準といたしまして、１番、３番、６番、８番とも適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について1番委員の調査報告をお願いします。

- (1番委員) おはようございます。議第45号、農地法第5条の2番についてご報告いたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外でございます。面積は1,484㎡のうち300㎡でございます。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的といたしまして資材置場でございます。ここは大塚の上りの久七トンネルに行く方向ですけれども大きなカーブがございます。その大きなカーブの所が令和2年の豪雨災害により土砂崩れをしている所です。下までずっと土砂崩れをしております、国道からの入り口の所を資材置場として利用したいということでございます。工事箇所も資材置場の下を工事するというところでございます。一時転用で1年間でございます。実質審査表をご覧ください。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

- (議長) ありがとうございます。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
日程第4・議第46号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第4・議第46号 朗読

- (議長) 利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が6番は4番委員となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

- (事務局 坂井) お手元の資料をご覧ください。令和4年8月16日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が16,912㎡、「畑」が19,831㎡、合計の36,743㎡あがってきております。一番下の所有権移転について「田」が955㎡ありました。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表(所有権移転関係)になります。今回、公社買入が0件、公社売渡が1件、合計の1件でございました。今回、農業公社が仲介します貸借関係も表に載っております。公社借り入れの手続きは基盤強化法による利用権設定の手続きと同様で、市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められています。また、公社貸し付けの手続きについては農業公社が作成した農用地利用配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がありますので、その時に報告いたしますが、1～2か月後になる見込みです。次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が14件、再設定が4件、合計の18件あがってきております。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をいただいております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

- (議長) ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります議案書に目を通す時間を5分間ほどとります。10時5分まで各自で審査をお願いします。

(各自審査)

- (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

- (17番委員) 2番の案件についてです。借受人の方が84歳とご高齢ですが、耕作は

ご本人がされるのか、どなたか手伝いの方がいらっしゃるのかを聞かせていただければと思います。

- （２４番委員）この２番の案件の借受人はご高齢ではありますが、最近は経営面積を段々と増やされており、頑張っておられる１人です。私も心配して聞いたところ、身体つきも凄く頑丈であり、本人さんが「頑張るからさせて欲しい」とおっしゃっておりますので、問題はないと思われます。以上です。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
採決は所有権移転関係と貸借設定に分けて行います。所有権移転関係の１番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
６番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の６番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第５・議第４７号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第５・議第４７号 朗読

- （議長）１番について１７番委員の調査報告をお願いします。

○（１７番委員）おはようございます。議第４７号、非農地証明願の１番について調査報告を行います。総会議案書の６ページをご覧ください。非農地証明願人、土地の所在、地目、面積、所有者は記載のとおりでございます。令和４年８月１０日に私と７番委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は胸川沿いにある住宅と堤防に囲まれている農地であります。申請地のみが農地として残っている状況でございます。現地は荒れて雑草が生えておりまして、雑木も数本生えている状態でございます。協議をいたしました結果、農地への復元は不可能と判断し、調査の結果、適当と判断をいたしました。以上、報告をいたします。

○（議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。
これにて令和４年度第８回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ １０時１０分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第１６条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員